

2各高福第24号  
令和2年4月8日

指定第1号訪問介護事業所  
(訪問型サービスA事業)各位

各務原市高齢福祉課長

令和2年度の各務原市総合事業の改正点について(通知)

平素は市の高齢福祉行政につきましてご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。  
さて、本市では令和2年6月1日より、下記のとおり総合事業の単価の見直しを行う予定  
ですので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

記

## 1. 変更点

サービス種類	変更前	変更後	必要手続き
訪問型サービスA (A3)	生活支援サポーター 単価 171 単位	生活支援サポーター 単価 <b>221</b> 単位	<u>変更届等の提出は必要ありません</u> が、利用者へ周知が必要となります。

## 2. サービスコードについて

上記の変更に伴い、国保連請求時等で使用するサービスコードの変更が発生します。それに伴うサービスコードを、市ホームページに、5月上旬頃(予定)掲載しますので、パソコンにお取込みください。

### 【問い合わせ先】

部署	各務原市健康福祉部高齢福祉課		
住所	〒504-8555 各務原市那加桜町1-69		
係長	水野	担当	和賀登
連絡先	058-383-7258		